02－11

平成 15 年 2 月 6 日
国民生活センター

歩行補助車の安全を考える

１．テストの目的

足腰が衰えてきている人が、歩行の補助や手荷物の運搬、休憩時に腰掛けるなどに利用する商品として歩行補助車がある。歩行補助車は、(財) 製品安全協会による SG マーク認定実績から推定すると、平成 13 年度に約 24 万台が販売されている。高齢化が一層進み、さらに販売数量も増えるものと考えられる。

一方、国民生活センターの危害情報システムに寄せられた歩行補助車による事故情報は、平成４年４月から平成 14 年 12 月末までに 38 件であった。事故のきっかけは「押して歩いているときに転倒した」という内容が大部分である。中には骨折などにより入院するといった重篤な事故も見られる。転倒事故は、段差や溝などの道路環境や歩行補助車の不具合、取扱いの問題などによると考えられる。

そこで、押して歩くときの安全性、ハンドルの強度や耐久性、座面に腰掛けるときの安全性などについてテストを実施し、消費者に情報を提供することとした。

また、歩行補助車と形状が類似しているショッピングカート（４輪で押して歩くもの）は、混在して販売されていることがある。歩行補助車との違いを明らかにするために参考品として取り上げ、テストを実施した。

２．テスト実施時期

検体購入　：平成 14 年 6～7 月
テスト期間：平成 14 年 7～9 月

３．歩行補助車とショッピングカートに関する制度などの概要

歩行補助車とショッピングカートには、一定の品質・安全性を保証する基準として (財) 製品安全協会が定める SG 認定基準 (注１) がある。この基準に適合すれば SG マークを貼付することができる (SG マーク制度)。しかし、形状が類似しているものにあっては、どちらの商品で認定を受けているかが消費者には識別しにくい。

一方、ショッピングカートには「家庭用品品質表示法」(注２) に基づいた表示が必要であるが、これは安全性を保証するものではない。

(注１) (財) 製品安全協会 (消費生活用製品安全法に基づき設立された) が、生命又は身体に対し危害を与えるおそれのある製品について、安全な製品として認定基準に合格した商品に SG マークが付けられている。製品の欠陥による事故に対しては対人賠償責任保険が付いている。この制度を採用するかどうかは事業者の任意である。
なお、歩行補助車とショッピングカートの SG マークの大きさは異なっている。

(注２) 家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律である。ショッピングカートに関する表示については、表１を参照。

表１．歩行補助車とショッピングカートに関する制度など

	歩行補助車	ショッピングカート
SG認定基準	【対象商品】 ◇適用範囲 ●主として、自立歩行が可能な高齢者が外出の際に歩行や品物の運搬及び休息に用いる４輪以上のもので、ハンドル、フレーム、ストッパなどで構成されたもの。ブレーキの有無に係わらず対象となる。 ●認定基準では、ハンドルの安定性、ハンドルの高さ調整が容易で使用中容易にゆるまないなどの内容がショッピングカートと異なる（参考資料１参照）。	【対象商品】 ◇適用範囲 ●一般家庭で買物などに使用する２輪及び４輪のもので、ハンドル、フレーム、バッグ、車輪などで構成されたもの。ふた、荷台などに座れるような構造のものを除く。ブレーキについては、触れられていない。
家庭用品品質表示法	【対象外商品】	【対象商品】 ◇解説 ●ここで対象となっているショッピングカートは、ハンドル、フレーム、袋（かご）、車輪等で構成されているものをいい、ふた、荷台等に座るような構造のもの、またいわゆる歩行補助車はここでいうショッピングカートではない。 ◇表示事項 ●袋またはかごの寸法、質量、取扱い上の注意を表示するとともに表示者名等の付記が必要となる。取扱い上の注意には、決められた試験を行い、「○キログラム（耐荷重）以上の重さの荷物を載せない」旨を表示することとなっている。商品名は表示事項に含まれない。なお、任意表示をする場合は、消費者に誤認を与えないよう注意する。
備考	業界の一部では、シルバーカーとも呼んでいる。	

なお、本報告書ではSG認定基準の適用範囲を参考に、歩行補助車とショッピングカートを次のように分類した。

◇歩行補助車:SG認定基準の適用範囲で定められているもののうち、座面があるものを歩行補助車とした。座面がないものについては、本体表示やカタログなどに歩行補助車と記載しているものを歩行補助車とした。

◇ショッピングカート：座面がなく、「家庭用品品質表示法」の表示があるものをショッピングカートとした。

４．歩行補助車の各部の名称とタイプなど

〔１〕歩行補助車の各部の名称

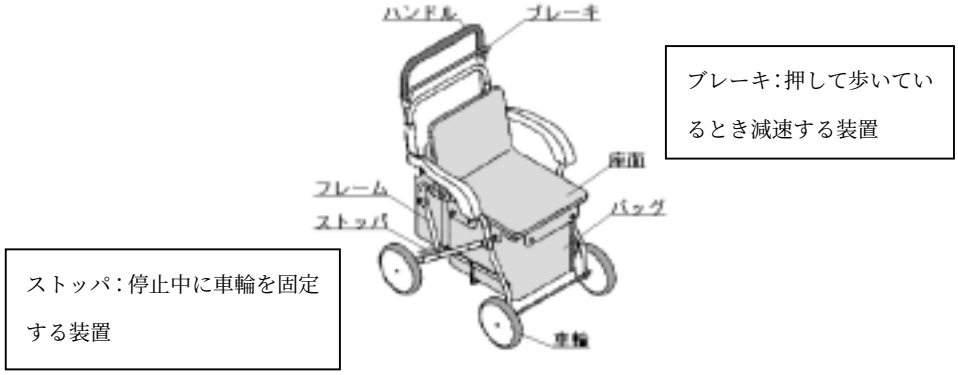

図１．各部の名称

〔2〕歩行補助車のタイプ

現在､様々な歩行補助車が販売されているが､形状が以下に示すものに大別できるので､便宜上次の３タイプに分類した。なお､「座面とバッグが大きい」タイプは、座面とバッグが一体化している。構造では、ブレーキの有無や形態、ハンドルの形状、車輪やストッパなどに違いが見られる（図２・写真１参照)。

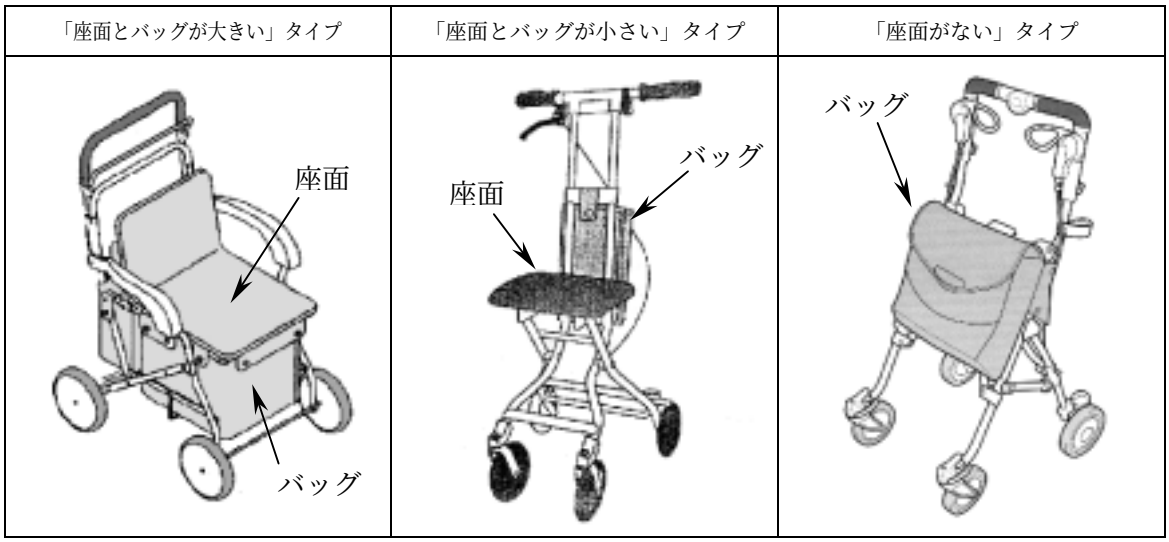

図２．歩行補助車の分類

写真１．歩行補助車の主な各部の構造（参考資料２参照）

５．テスト対象銘柄

歩行補助車は、前述した３タイプを対象とし、ブレーキの有無と形態、車輪やストッパの構造などを考慮して、７社 10 銘柄を選定した。なお、４輪のショピングカートについては、歩行補助車との違いが消費者にわかりにくいため、参考品として３社３銘柄を加えた（表２参照)。テスト対象銘柄の商品名などは表３に示す。

表２．テスト対象銘柄

タイプ		№	銘柄	製造または販売者	メーカー希望小売価格（円）	表示重量(kg)	ブレーキ	SG マーク
歩行補助車	座面とバッグが大きい	1	お達者カー　楽座	アップリカ葛西㈱	25,800	7.0	あり	あり
		2	６１６ウォーキングステッキ キャスター	㈱幸和製作所	18,500	6.4	なし	あり
		3	ナイス２６８	㈱サツキ	26,800	9.0	あり	あり
		4	ウィズワン (注3)	象印ベビー㈱	29,800	5.5	あり	あり
	座面とバッグが小さい	5	６０１ニューウォーキングⅡ	㈱幸和製作所	16,800	4.0	あり	なし
		6	ＭＡＸ２６８	㈱サツキ	26,800	3.9	なし	あり
		7	スリムカー＜ＲＳ－１０２＞	信和産業㈱	18,500	4.3	あり	なし
		8	ヘルシーワン　キャンシット	象印ベビー㈱	39,800	4.4	あり	あり
	座面がない	9	コンビキャリーピコ	コンビ ウェルネス㈱	29,800	2.9	あり	あり
		10	ライトウォーカー	ピジョン㈱	19,800	4.6	あり	なし
参考品	ショッピングカート（座面がない）	11	705ウォーキングステッキ タントウォーク	㈱幸和製作所	19,800	2.5	なし	あり
		12	キャリーワン	象印ベビー㈱	19,800	4.3	なし	あり
		13	キャリーバッグ　ひらめき (注４)	㈱マンテン	16,800	3.5	なし	なし

（注３）「座面とバッグが大きい」歩行補助車は、従来から販売されている背もたれや肘掛けがある構造のものが主流である。しかし、「ウィズワン」は背もたれや肘掛けがない。

（注４）この銘柄は、平成 15 年１月末には販売されていなかった。

表３．商品名と SG マークの有無など

タイプ		№	本体に記載されている商品名	家庭用品品質表示法の「ショッピングカート」に従った表示の有無	SGマーク		取扱説明書などに記載の商品名（ ）内は保証書
					有無	取得品目	
歩行補助車	座面とバッグが大きい	1	なし	あり	あり	歩行補助車	なし(歩行補助車)
		2	なし	あり	あり	歩行補助車	なし（歩行補助車）
		3	シルバーカー ショッピングカート	あり	あり	歩行補助車	シルバーカー 歩行補助車
		4	なし	なし	あり	歩行補助車	歩行補助車
	座面とバッグが小さい	5	なし	なし	なし		なし
		6	シルバーカー ショッピングカート	あり	あり	歩行補助車	歩行補助車
		7	歩行補助車	なし	なし		歩行補助車
		8	なし	なし	あり	歩行補助車	歩行補助車
	座面がない	9	なし	なし	あり	歩行補助車	歩行補助車
		10	なし	なし	なし		なし
参考品	ショッピングカート（座面がない）	11 (注５)	なし	あり	あり	ショッピングカート	ショッピングカー・４輪のシルバーカー（歩行補助車）
		12	なし	あり	あり	ショッピングカート	ショッピングカー 歩行補助車
		13	なし	あり	なし		なし

（注５）取扱説明書には、「４輪のシルバーカーとしてご利用いただけます」との内容が記載されていた。

６．テスト結果

＜結果概要＞

≪歩行補助車について≫

●ハンドルに下方向に力（20kgf（注６））をかけたり、ハンドルに方向転換するような力（10kgf）をかけるテストを行ったところ、歩行補助車が転倒するものが１銘柄、ハンドルが変形するものが２銘柄あった。この銘柄は「座面とバッグが小さい」タイプで、SG マークがない商品であった（テスト結果一覧①②及びP6 参照）。

（注６）力を表す単位。日常生活では kg と等しいと理解して差し支えない。

●段差のある回転ドラム上でハンドルに力（10kgf）をかけながら連続走行テストをした結果、座面固定金具が緩むなど問題が生じたものが１銘柄あった。これは「座面とバッグが小さい」タイプで、SG マークがない商品であった（テスト結果一覧④及びＰ７参照）。

●実際に段差や坂のあるコースで一ヶ月間押して歩いた場合、半数以上の銘柄でブレーキの効きが弱くなった。これは、SG マークの有無に係わらず生じた（テスト結果一覧⑥及びＰ８～９・表４参照）。

●「座面とバッグが小さい」あるいは「座面がない」タイプは、車輪の直径が小さいため２㎝の段差（注７）が乗り越えにくかった。また、道路の側溝の格子状のふたに落ち込むことがあり、使用者が転倒するおそれがあった。これは、SG マークの有無に係わらず生じた（テスト結果一覧⑤⑧及びＰ８～９参照）。

一方、「座面とバッグが大きい」タイプは、車輪の直径が大きいため段差は乗り越えやすく、側溝の格子状のふたに落ち込むことはなかった。しかし、フレームを固定する金具（フック）が外れた状況で使用された場合、折りたたまれて転倒するおそれのあるものが２銘柄あった（テスト結果⑤⑧、参考資料４・表２及びＰ７～９参照）。

（注７）「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の基準では、「歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は、２㎝ を標準とすること」と定められており、２㎝ の段差はごく一般的に見られる。

●ブレーキは、下り坂などで減速する重要な安全機構であるが、付いていないものもあった。高齢者にとってはブレーキがないと減速できないため、危険性を感じるものであった。また、下り坂や平坦な道を押して歩くときに、自動、あるいは手動により速度を抑制する機構が３銘柄に装備されていた。その中では、自動で常に速度を抑制する機構が、高齢者が安全に押して歩く上では望ましいと考えられた。さらに、ストッパも歩行補助車を動かないように固定するための重要な安全機構であるが、ブレーキ操作時にストッパがかかったり、段差を越えるときに使用者が誤ってストッパをかけやすい構造のものが２銘柄あった。また、歩行補助車の中には、ストッパをかけるのに大きな力が必要なものが２銘柄あり、力が衰えた人には扱いにくかった（テスト結果一覧⑦及びＰ10～11・表５参照）。

●歩行補助車はショッピングカートと違って家庭用品品質表示法の対象外であるが、家庭用品品質表示法のショッピングカートに従った表示がなされているものが４銘柄あった。家庭用品品質表示法では、商品名の記載は義務付けられていないが、この中の２銘柄にはショッピングカートという商品名が枠外に記載されていた（Ｐ４・表３、参考資料３及びＰ11～12 参照）。

≪４輪のショッピングカートについて≫

歩行補助車とショッピングカートは使用目的が異なるが、商品名を表示したものが少ないため、購入時に４輪のショッピングカートと歩行補助車は混同しやすい状況にある。今回対象とした４輪のショッピングカートは、ハンドルに下方向に力をかけたり、ハンドルに方向転換するような力をかけるテストを行ったところ、ショッピングカートが転倒したり、ハンドルが固定機構部から外れ、折りたたまれるといったなんらかの不具合が生じた。また、これらの商品には安全機構であるブレーキは装備されていない他、側溝の格子状のふたに落ち込んだり、つまずきやすいものがあった（テスト結果一覧参照）。

＜テスト結果＞

≪歩行補助車について≫

〔１〕安全性や品質に係わる性能

歩行補助車には、日本工業規格（JIS）がないので、主に（財）製品安全協会の「歩行補助車の認定基準及び認定基準確認方法（CPSA0075）」（SG 認定基準）に準拠した方法で安全性や耐久性を調べた。（テスト結果一覧参照）。

（１）ハンドルの安定性と強度

「座面とバッグが小さい」タイプの中にハンドルに力をかけるテストで転倒したり、変形するものがあった

使用者の体重の一部（20kgf に相当）がハンドルに下方向にかかったときの安定性について調べた結果、10 銘柄中１銘柄（SG マークなし）が転倒した。

また、ハンドルには方向転換時などにひねる力がかかるため、ハンドルに 10kgf の力をかけて強度を調べた結果、２銘柄（SG マークなし）にハンドルの変形が生じた。

（２）座面の構造及び安定性

「座面とバッグが小さい」タイプの中に、座面に腰掛けるときに転倒しやすいものがあった

座面に腰掛けるような力をかけて安定性を調べた結果、座面左右の先端に約 30kgf の力をかけたときに転倒するものが１銘柄あった（SG マークなし）。この銘柄は、高齢者のモニター（詳しくは後述）が使用した場合にも、立ち上がる際の体重の移動に伴い、後輪が

浮いてしまう状況が観察された。

また、この銘柄の座面の構造は、確実にセットしないまま腰掛けた場合は、座面が折りたたまれる構造で、転倒するおそれがあった。なお、取扱説明書には「座面が確実にロックされているか充分確認の上ご利用ください。」との記載があるものの、本体には具体的な注意表示がなかった。

（３）耐久性

段差のある回転ドラム上を連続走行した結果、座面固定金具が振動で緩んで外れるなど問題が生じるものがあった

段差のある回転ドラム上に歩行補助車を載せ、ハンドルに力（10kgf）をかけながらドラムを連続回転させ約 3.8㎞（100rpm（注８）の速さで連続 60 分間回転）走行するテストを行った。その結果、テスト中に振動でストッパが下がり後輪が固定されるものが１銘柄あった。この銘柄は SG マークが付いていたが、耐久性については基準に適合しないものであった。また、座面固定金具が振動で緩んで外れたり、ハンドルの高さ調整ネジが緩むものが１銘柄（SG マークなし）あった。

（注８）rpm：１分間当たりの回転数

（４）折りたたみ機構

歩行補助車の中に、組み立てをしっかり行わないと段差を乗り越える際などに折りたたまれるものがあった

危害情報システムには「歩行中、車の止め具が緩んで車が前に倒れ転んで大腿骨を骨折した」という事故情報が寄せられていたことから、折りたたみ機構について調べた（参考資料４参照）。その結果、正常な状態に組み立てられていれば、段差を乗り越える際などに本体が折りたたまれることはなかった。しかし、「座面とバッグが大きい」タイプの中に、フレームの固定金具が外れた状況で使用された場合、ハンドルに力をかけるとハンドルが下がり前輪が浮いて折りたたまれるものや、段差にぶつかったときに前に折りたたまれるものがあった（写真２参照）。これらの銘柄の取扱説明書には、左右ともフレーム固定金具を確実にかける旨の記載があるものの、本体には具体的な注意表示がなかった。

写真２．フレーム固定金具の外れにより折りたたまれた例

〔2〕屋外で押して歩いた場合

テスト職員が道路上やモデルコースを押して歩き、問題点について調べた（テスト結果一覧参照)。

（1）車輪の直径や幅が小さいものは側溝の格子状のふたに落ち込んだ

「座面とバッグが小さい」あるいは「座面がない」タイプは車輪の直径や幅が小さく、道路上を押して歩いた結果、側溝の格子状のふたに車輪が落ち込んだものがあり、注意しないとバランスを崩し転倒するおそれがあった（写真３参照)。

写真３．側溝の格子状のふたに車輪が落ち込んだ例

（2）一ヶ月間押して歩くと歩行補助車のブレーキの効きが弱くなった

実際にブレーキ操作や座面に座る動作を行いながら、平坦路や段差、坂のある一周 500 mのモデルコースを一ヶ月間押して歩くテストを行った（延べ 15㎞)。その結果、ブレーキがある８銘柄中５銘柄の歩行補助車は､程度の差はあるもののブレーキの効きが初期の状態より弱くなり、調整が必要となった。そこでブレーキの調整方法を調べたところ、いずれも調整に工具が必要であった。しかし、その方法が取扱説明書に記載されていないものが２銘柄、記載されているが調整の具体的目安が指示されていないため、内容が不十分と思われるものが５銘柄あった（表４参照)。この中の１銘柄には「工具が必要ですので販売店にご相談ください。」との記載があった。また、ハンドルの高さ調整ネジが緩みやすいものが１銘柄あった。

表４．一ヶ月間押して歩いた後のブレーキの状態とブレーキの調整について

タイプ	№	一ヶ月間押して歩いた後のブレーキの状態	ブレーキの調整について	
			取扱説明書の内容	工具の必要性
座面とバッグが大きい	1	初期の状態よりブレーキの効きが弱くなった	調整の目安が指示されている	必要
	2	（ブレーキなし）		
	3	初期の状態よりブレーキの効きが弱くなった	調整方法が記載されていない	必要
	4	ブレーキの効きは特に変わらなかった	調整の目安の具体的指示がない	必要
座面とバッグが小さい	5	ブレーキの効きは特に変わらなかった	調整方法が記載されていない	必要
	6	（ブレーキなし）		
	7	初期の状態よりブレーキの効きが弱くなった	調整の目安の具体的指示がない	必要
	8	初期の状態よりブレーキの効きが弱くなった	調整の目安の具体的指示がない	必要
座面がない	9	初期の状態よりブレーキの効きが弱くなった	調整の目安の具体的指示がない	必要
	10	ブレーキの効きは特に変わらなかった	調整の目安の具体的指示がない（注９）	必要

（注９）「ブレーキの調整には工具が必要ですので販売店にご相談ください。」との記載があった。

〔３〕高齢者のモニターが使用した場合

高齢者が安全に使用できる商品であるかについてテストを行った（高齢者のモニターは66～77歳までの女性10名、平均年齢71歳）。テストは、高齢者のモニターが安全に使用しているかを観察するとともに、使用した際の問題点について聞き取る方法で実施した（テスト結果一覧参照）。

（１）キャスタ（自在輪）がないとカーブは曲がりにくかった

キャスタがないものは、押して歩くときにカーブが曲がりにくいという高齢者のモニターが多く、通行上の支障となる物を避けきれずに車輪が当たってしまうことがあった。キャスタがあると支障となる物を避けやすいが、中にはキャスタが滑らかに回転しなかったため自分の思う方向に進めず、何度もキャスタの向きを直さなければならないものも１銘柄（SGマークなし）あった。

（２）車輪の直径が大きいと段差は乗り越えやすかった

2kgの荷物をバッグに入れ、押して歩きながら2㎝の段差を乗り越えるテストを行ったところ、主に「座面とバッグが大きい」タイプで車輪の直径が大きいものほど乗り越えやすい結果となった。また、使用者が押して歩くときのスピードにもよるが、今回の場合では、前輪の直径が約14㎝以下の銘柄は2㎝の段差が乗り越えにくかった。

（3）下り坂ではブレーキがないとスピードが出るため危険性が感じられた

歩行補助車のブレーキは、押して歩いているときに減速するものである。傾斜角８度の坂を下るテストを行ったところ、ブレーキがない銘柄はスピードが出るため不安であり危険性を感じるという結果であった。

（4）ブレーキをかけるとストッパがかかってしまうものがあった

「座面とバッグが小さい」タイプの中に、ブレーキとストッパのレバーが兼用で、ブレーキをかけるとストッパもかかってしまうものが１銘柄（SG マークなし）あった。そのつど、ストッパの解除が必要で、これは構造上の問題点と考えられる。

（5）操作しにくい構造のストッパがあった

座面に腰掛ける、あるいは荷物を積み降ろす場合には、本体が動かないようにストッパをかける。ストッパは手元でかけるものと足元でかけるものに分かれる。手元でかけるものの中には、棒状のブレーキをハンドルに引き寄せて固定部を押して下げ、解除するときは押し上げるものや、片手式ブレーキレバーを握りながらレバー先端に取り付けられているチェーンをハンドルに引っ掛けるものがあった。いずれも力が必要で操作しにくい状況が観察された。

また、ストッパの軸が後輪の車軸と並んでいる構造のものは、段差を乗り越えるために前輪を浮かせようとして、後輪の車軸に足をかける動作を行うと、ストッパの軸を踏んで、ストッパがかかってしまう状況が観察された。

（6）座面に腰掛けたり、立ち上がったりするときに不安定になるものがあった

「座面とバッグが大きい」タイプは特に問題点は見られなかったが、「座面とバッグが小さい」タイプの歩行補助車は、肘掛けがないため、座るときや立つときに座面の一部やハンドル等につかまりながら行うため、不安定になりやすい状況が観察された。なお、「座面とバッグが小さい」タイプは座っていても不安定さを感じるという結果であった。

〔4〕速度を抑制する機構

速度を抑制する機構は有効に働いていたが、中には任意に調整しなければならないものがあった

今回のテスト対象のうち３銘柄には速度を抑制する機構が付いていた。

下り坂などでは、使用者の歩行速度と歩行補助車の速度に違いが生じ、歩行補助車の速度に追いついて行けなくなると転倒するおそれがあるので、高齢者にとって、車輪がゆっくり回るという機構が付いていることは望ましいものと考えられる。

傾斜角 8 度の下り坂でハンドルから手を離し、10m の距離を自走するときの時間を測定した結果、速度を抑制する機構が付いていた銘柄は、機構のないものより自走す

る時間が長かった（表５参照)。ただし、左右後輪の回転速度を任意に調整しなければならない１銘柄は、左右均等に調整しないと片側に曲がってしまった。

傾斜角８度の下り坂で高齢者のモニターが使用した結果では、手元にあるレバーを上下する操作だけで速度を抑制できるものは､ブレーキを使わなくてもゆっくりと坂を下る状況が観察された。また、制動オイルダンパー搭載（オイルの力でタイヤがゆっくり回る）のものは、特別な操作をしなくても常に速度を抑制する機構が作用しており、ブレーキを使わなくてもゆっくりと坂を下る状況が観察された。このことから速度を抑制する機構は役立っていると考えられた｡制動オイルダンパー搭載のものは、平坦な道で使用した場合も、車輪がゆっくり回ることによる弊害はなかった。なお、１銘柄は左右均等に調整するのが難しかったため、高齢者のモニターによるテストは実施しなかった。

表５．速度を抑制する機構

№	速度を抑制する機構についての取扱説明書などの内容	傾斜角８度の下り坂を 10m 自走する時間（秒）
3	コントローラー･･･下り坂などのスピードを押さえる（使用し続けると、タイヤの摩擦が早くなりコントローラーの効きが悪くなります）	動かず
8	歩行速度調節コントローラー･･･左右後輪の後ろにあるコントローラーを左に回すと、車輪の回転が緩やかになります。少しずつゆるめながら、具合をチェックしてください。	22 （調整は任意）
9	取扱説明書では、各部のなまえの部分に、「後輪※車輪がゆっくりまわるので車体がふいに進んでしまうのを防ぎます」とある。また、商品付属パンフレットには、「制動オイルダンパー搭載、オイルの力でタイヤがゆっくり回る。軽いのに、歩く早さで安定した走行ができる」とある。	45
その他の機構がない銘柄		約 5

〔５〕仕上げなど

ばりや溶接割れなど問題のあるものがあった

仕上げなど外観に問題がないか調べた結果、ハンドルの高さ調整部付近に、ばりやとがりが見られ、後輪内側のフレームパイプ先端にもばりが見られたもの、ハンドルの高さ調整ネジの先端に付いている樹脂製部品が外れやすく、ハンドル下部に一部溶接割れがあったもの、バッグの底に敷かれた内板（木製）にかびが生えていたり、バッグに縫目不良が見られたものなど、３銘柄に問題があった（テスト結果一覧参照)。

〔６〕表示

歩行補助車に誤解を招く表示が付けられているものがあった

歩行補助車は、家庭用品品質表示法の対象商品ではない。一方、ショッピングカートは家庭用品品質表示法の対象商品であり、本体に袋またはカゴの寸法、質量、取扱い上

の注意、表示者名等を付記しなければならない。ただし、商品名の記載については義務付けられていない。

歩行補助車の本体表示を調べた結果、歩行補助車に「家庭用品品質表示法による表示」という表記のあった銘柄が４銘柄あり、このうち２銘柄にはショッピングカートという名称が枠外に記載されていた（参考資料３参照）。さらに、この銘柄には、別の本体表示としてシルバーカーという名称の表示も重複して付けられていた。

〔７〕夜間の見えやすさ

反射材の中には夜間に認識しにくいものがあった

夜間に歩行補助車を使用する場合は、十分注意が必要である。全ての銘柄の取扱説明書には、夜間の使用を禁止したり、注意を促す記載があった。反射シールや反射板など種類の異なる反射材が取り付けられていた。種類の異なる反射材が使用されている歩行補助車を選び、夜間に自動車から 50m離れた位置にある歩行補助車の見やすさについて調べた。その結果、白色の反射シールや反射式ホイールを装着したものは、よく反射し認識しやすかった。左側に赤く点滅する安全ライト（LED ランプ）を装着したものもあったが、装着した左側面は認識できたものの、向きによっては認識具合が異なった（参考資料４参照）。

≪４輪のショッピングカートについて≫

ショッピングカートは、乗せることができる荷物の量については試験をして、表示することが「家庭用品品質表示法」で求められている。

しかし、４輪のショッピングカートは、歩行補助車と同じ売場で販売されていたり、また歩行補助用品としてカタログに掲載されていることもあった。そこで、４輪のショッピングカートについて、歩行補助車との違いを調べるために、主に（財）製品安全協会の「歩行補助車の認定基準及び認定基準確認方法（CPSA0075）」（SG 認定基準）に準拠した方法で、安全性や耐久性を調べた（テスト結果一覧参照）。

その結果、ハンドルに下方向の力をかけるテストで転倒したり（3 銘柄中 2 銘柄）、約 8kgf の力でハンドル固定機構部のバーが外れ、折りたたまれるものがあり（1 銘柄）、歩行補助車の基準には適合していなかった。

道路上を押して歩いた結果、側溝の格子状のふたに車輪が落ち込んだもの（１銘柄）や、歩道にある 2㎝ の段差でつまずき前に転倒する状況が生じたもの（１銘柄・写真４参照）があった。また、ストッパが後輪の片側しか固定できないものが１銘柄あり、テスト中にストッパをかけたり外したりするときに、ストッパ構成部品（バネとボール）が操作時にはみ出し抜け落ちてしまった。一ヶ月間押して歩いた後には、折りたたみ機構の関節部のボルトが緩みピンが抜けかかり、継続して使用できない状態になった。

高齢者のモニターが押して歩いたときには、３銘柄とも車輪の直径や幅が小さいため、

2㎝ の段差が乗り越えにくく、ブレーキがないため下り坂では減速できず不安であり、危険性を感じるという結果であった。また、ストッパを足でかけるものが２銘柄あり、かけたつもりでもかかっていない状況が観察された。

夜間に見えやすくするために、ホログラム（光線の加減できらきら光るもの）調の反射板を装着したものが１銘柄あったが、反射が目立たず認識しにくかった。

４輪のショッピングカートの中には、取扱説明書に４輪のシルバーカーと表現しているものもあり、対象者が明確ではなく、選択する際に混乱を生じ兼ねないものであった（参考資料３参照)。

以上の結果から、４輪のショッピングカートは、安全機構であるブレーキが装備されていないことに加え、ハンドルの安定性や強度が歩行補助車とは異なっていたことから、歩行が衰えている高齢者が歩行補助車として使用するものとしては不適当であった。

写真４．路面の状態とつまずいた様子

７．消費者へのアドバイス

〔１〕購入する際の注意点

（１）歩行の補助として使用する場合は、ショッピングカートで代用するのではなく、歩行補助車を選ぶ

歩行補助車と４輪のショッピングカートは外観が類似しているが、ハンドルの安定性などで両者には差異があり、ショッピングカートには歩行の補助としての性能は期待できない。従って、高齢者が歩行の補助として利用する場合は、ショッピングカートで代用するのではなく、歩行補助車を選択するのがよい。

（２）使用者の身体の状態や使用目的にあった歩行補助車を選択する

歩行補助車には、座面の有無や大きさによる違い、キャスタの有無、ブレーキやストッパなどの操作性の違いなどが見られた。歩行の補助に使用したい場合は、座面が付いている歩行補助車の中から選択するのがよいが、歩行補助車には「座面がない」タイプもあるため、販売者からアドバイスを受けて、自分の歩行能力にあったものを選択すること。また、ブレーキやストッパは確実に操作できるものを選択すること。SG 認定基準に合致し

たもののほうが安全の観点から指摘事項が少なかった。

〔2〕使用する際の注意点

（1）歩行補助車を使用する際には点検を行うこと

歩行補助車を使用する際には、ブレーキやストッパが確実に動作するか点検する必要がある。また、フレームの可動部をロックしなければ折りたたまれてしまう構造のものがあるが、この操作を忘れると押して歩いているときに歩行補助車が折りたたまれ、使用者がバランスを崩し転倒するおそれがある。正しく組み立てられているか必ず確認して欲しい。

（2）段差や溝を通過するときや座面に腰掛けるときには安全に十分注意する

歩行補助車は、2㎝程度の段差が乗り越えられないものもある。また、側溝の格子状のふたに車輪が落ち込むものがある。このような場合、使用者がバランスを崩し転倒するおそれがあるので、押して歩くときには十分に注意する必要がある。

座面に腰掛けるときは、必ずストッパをかけ、前後にゆすってみて確実にかかっていることを確認してから着座すること。特に座面が小さい場合、浅く腰掛けたりすると、座る位置により歩行補助車が転倒するものがあるので十分に注意する必要がある。

8．業界への要望

（1）使用者が適切な商品選択ができるような表示の改善と販売時の指導を要望する

歩行補助車を必要としている人の歩行機能は様々である。一方、商品についてもタイプや構造が異なるため、使用者が適切な商品を選択できなかったり、使用方法を認識していないと転倒などに至るおそれがある。

歩行補助車と４輪のショッピングカートについては、本体に商品名を表示するとともに、どのような使用者を対象にしているのか、また、どのような使用者にはふさわしくないのかなど、目的に応じた選択が容易にできる表示を行うよう要望する。さらに、ショッピングカートには歩行の補助を目的に使用しないことを明確に表示する必要がある。なお、販売時に商品の選択及び使用方法について、使用者に適切なアドバイスをすることが安全に使用する上では重要であるため、製造者と販売者のこの面でのサポートを強く要望する。

（2）ショッピングカートを歩行補助車として使用することを薦める内容は記載しないよう要望する

４輪のショッピングカートの中には、取扱説明書で「４輪のシルバーカーとして使用できる」との内容が記載されているものがあった。しかし、歩行補助車として使用するのは不適当であったので、内容の改善を要望する。

（3）ブレーキを備えた耐久性のある商品作りを要望する

今回のテスト結果から、下り坂を押して歩く際にはブレーキが必要であることが確認できた。歩行補助車には必ずブレーキを装備して欲しい。もっともブレーキを装備したものでも、繰り返し使用するとブレーキの効きが弱くなった。ブレーキは重要な安全機構であることから、ブレーキの効きが持続するような耐久性のある商品作りを要望する。

（4）前輪の形状を道路等の状況に対応するよう要望する

歩行補助車は主に屋外で使用されるが、前輪の直径が小さいと、日常的に見られる 2㎝程度の段差が乗り越えられなかったりする。また、前輪の直径や幅が小さいと側溝の格子状のふたに前輪が落ち込むなど、使用者に危険が伴う状況が生じるものがあった。前輪の形状を工夫し危険の少ない商品作りを要望する。

（5）事故防止のため、折りたたみ部は自動でロック機構が働く商品作りを要望する

歩行補助車を組み立てるときや座面を引き出すとき、折りたたまれるのを防止するロック機構が備わっているが、これは使用者が操作するタイプのものが多かった。事故防止のために、フレームを開くと同時に自動的にロックがかかるような安全な機構を備えた商品作りや本体に注意を促す表示を要望する。

（6）夜間の使用にも対応できる反射材の装備を要望する

反射材には性能が異なるものが使用されていたので、歩行補助車にはどの方向からもわかるような高輝度の反射率が高い反射材を装備するよう要望する。

9．行政等への要望

（1）日本工業規格（JIS）を策定するよう要望する

歩行補助車は主に足腰の弱くなった高齢者が歩行の補助として使用する商品であることから高い安全性や品質が求められる。歩行補助車には、国が一定の品質を定める日本工業規格（JIS）がないので、日本工業規格（JIS）を策定するよう要望する。

（2）ショッピングカートに関する表示の改善を要望する

歩行補助車とショッピングカートは使用目的が異なるが、形状が類似したものも販売されるようになり、消費者にも異なる商品である認識が薄いと思われる。また、テストでも、ショッピングカートを歩行の補助として利用するのは不適当との結果であった。ショッピングカートは「家庭用品品質表示法」の対象であり、取扱い上の注意を表示することになっている。この中で、歩行の補助を目的として使用しない旨の表示を加えるなど改善を要望する。

（３）歩行補助車とショッピングカートを購入時に区別できるよう、表示の改善を要望する

歩行補助車とショッピングカートはSGマーク制度の対象商品である。しかし、SGマークが貼られていても、商品名が表示されていないため、どちらの商品で認定を受けているのか消費者にわかりにくい。消費者にわかるようなSGマークあるいは本体表示の検討を要望する。

10．テスト方法

〔１〕安全性や品質に係わる性能

（財）製品安全協会の「歩行補助車の認定基準及び認定基準確認方法（CPSA0075）」に準拠した方法で以下の項目について調べた。

（１）ハンドルの安定性と強度

①ハンドルの安定性

ハンドルの安定性は、バッグが空のままストッパをかけない状態で台の上に設置し、図３に示すようにハンドル握り部に 20kgf（200N）の力 F_1、F_2 をそれぞれに鉛直方向に加え、いずれの位置に加えた場合も転倒しないか、破損などの異常がないかを調べた。

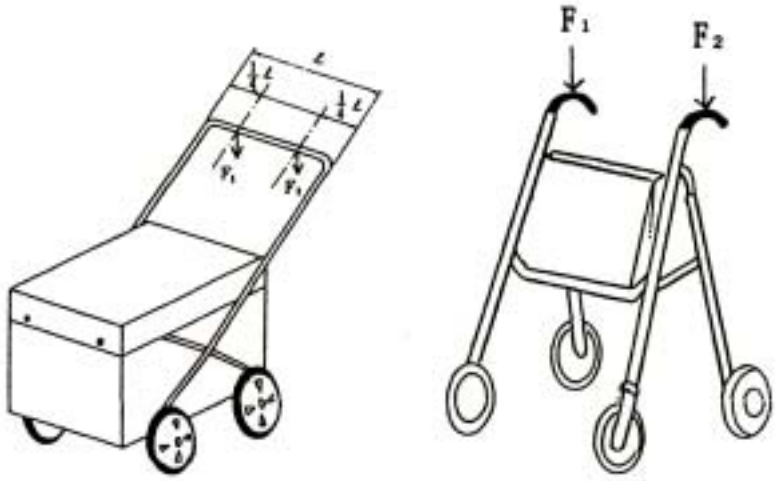

図３．ハンドルの安定性試験（左：一体式ハンドル、右：分離式ハンドル）

②ハンドルの強度

ハンドルの強度は、図４に示すように左右両側の車輪部を固定して、ハンドルバーを横棒で固定し、ハンドルの中央部から500㎜の位置を接線方向に対して後ろに10kgf（100N）の力を１分間加え、これを除去した後、破損などの異常がないかを調べた。

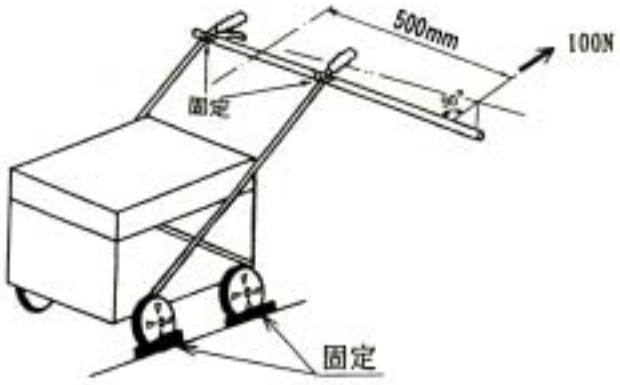

図４．ハンドルの強度（トルク）試験

（２）座面の構造及び安定性

①座面の構造

座面があるものについては、操作は容易で使用中折りたたまれない構造かを調べた。

図５．座面の安定性試験

②座面の安定性

バッグが空のままの状態で台の上に設置し、図５に示すように座面前方両側の角部及び座面後方の中央部に対し、あて板を介して 60kgf（600N）の力を各々に加えた場合、車輪が浮いたり、転倒しないかを調べた。

（３）耐久性

バッグに銘柄ごとに定められている表示載荷重量相当の重り（砂袋）を載せ、図６に示すようにハンドルに合計 10kgf（100N）の力を加え、前輪を段差の付いたドラム上に載せ、ドラムを 100rpm の速さで連続 60 分間回転させた後、破損などの異常がないかを調べた。

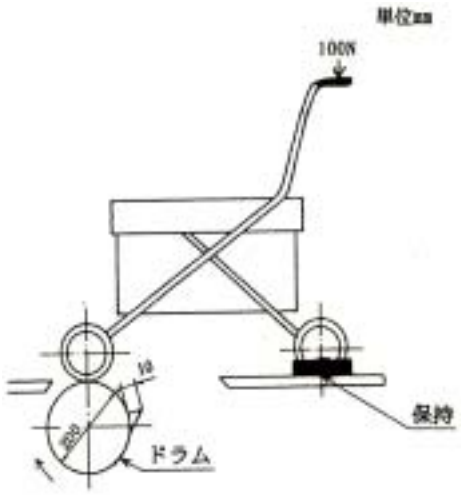

図６．耐久性試験

（４）折りたたみ機構

折りたたみ式のものにあっては、操作は容易で、使用中に容易に外れたり、折りたたまれない構造か調べた。また、フレーム固定金具が外れて使用された場合についても調べた。

〔２〕屋外で押して歩いた場合

実際に一定距離を押して歩いて、破損などの異常が発生しないか調べた。

バッグに銘柄ごとに定められている表示載荷重量相当の重り（砂袋）を載せ、１周約 500m のテストコースを 30 周（総計約 15km）押して歩き、破損などの異常がないかを調べた。押し歩きは 7 人が担当し、担当者と銘柄が固定しないように 1 周毎にローテーションした。テストコースは 1 周約 500m の舗装路で、途中に段差（2cm 及び 5cm）の昇降、スロープ（長さ 2.7m、傾斜角度 3 度及び 10 度）の上り下りを設けた。また、1 周するごとに重り（砂袋）を下ろす・積むという動作と着座（座席を備えた銘柄のみ）を実施し、2 周するごとに折りたたみ・組み立てを実施した。

なお、相模原市内の一般公道の歩道や横断歩道、公園など公共の場所で押して歩き、段差につまづいたり車輪が側溝の格子状のふたに落ち込むなどといった問題になる状況がないかを調べた。道路の側溝の格子状のふたは、格子一マスの幅 28mm、長さ 90mm で、横切るように通過したとき、車輪が落ち込んで急停止したりバランスを崩すことがないかも調べた。

〔３〕高齢者のモニターが使用した場合

高齢者のモニター（女性 10 名、年齢 66～77 歳、平均年齢 71 歳）が、2kg の重り（砂袋）をバッグに積んでテストコースを押して歩き、問題となる状況はないか観察した。

テストコースには、直線・曲がり角・路上に物がある区間、段差（2㎝ 及び 5㎝）の昇降がある区間、坂（傾斜角 8 度、長さ 6m）の上り下りがある区間の 3 区間を設けた。また、ブレーキやストッパが確実に行えるか、座面があるものついては、座るときや立ち上がるときに問題になる状況がないか観察した。

〔4〕速度を抑制する機構

傾斜角8度の下り坂の途中でストッパをかけ停止させ､その後ストッパを解除して10m自走するのに要した時間を測定し、速度を抑制する機構がどの程度作用しているのか調べた。速度を抑制する機構を入り・切りできる銘柄は、両方で実施した。速度を抑制する機構を無段階で調整できる銘柄は、任意に調整した状態で実施した。

また、実際に高齢者が傾斜面で使用した場合、問題になる状況はないか観察した。

〔5〕仕上げなど

車体各部に組み付け不良、部品の欠品、ばりなどがないか、また実際に可動部を操作して部品の脱落、緩み、動作・固定不良などがないかを調べた。

〔6〕表示

本体表示に充分な説明や注意事項、連絡先などが明記されているかを調べた。

〔7〕夜間の見やすさ

反射材の有無や形式を調べるとともに、種類の異なる反射材が使用されている歩行補助車を選び、夜間、外灯がない直線路上に置いて、乗用車のヘッドライト（すれ違い用前照灯）を点灯し、50m 先に置いた歩行補助車が運転席から認識できるか、5 名のテスト職員で調べた。歩行補助車の設置状態は、乗用車から見て左側の路側帯で前面を向いた場合と、乗用車の正面で側面を向いた場合の 2 通りで実施した。なお、ショッピングカートについても同様に調べた。

テスト結果一覧

タイプ		№	銘柄	販売または製造者名	SGマークの有無	①ハンドルの安定性 ハンドルに20kgfの力をかけたときに転倒や破損が生じないか調べる	②ハンドルの強度 ハンドルにひねる力をかけたときに破損などが生じないか調べる	③座面の構造及び安定性 座面が容易に外れたり、折りたたまれない構造になっているか また、座面前方角部に60kgfの力をかけ転倒しないか調べる	④耐久性 段差のある回転ドラムを約3.8km走行した後、破損などが生じていないか調べる	⑤道路上にある側溝の格子状のふたに落ち込むことがないか	⑥一ヶ月間押して歩いた後の問題点 平坦な道、段差や坂のある一周500mのモデルコースをテスト職員が一ヶ月間押して歩いたり、一ヶ月間押して歩いたりした後、破損などが生じていないか調べる なお、高齢者のモニターが使用した場合の問題点は以外に使用に問題となる状況は	⑦各部の問題点 高齢者のモニター10名（66～77歳までの女性、平均年齢71歳）がモデルコースで使用したり、安全に使用できるか観察するとともに、使用した際の問題点について聞き取る	⑧段差の乗り越え（2cm）	⑨仕上げなど 部品の欠品、ばり、溶接不良などが生じていないか調べる
歩行補助車	座面とバッグが大きい	1	お達者ｶｰ　楽座	ｱｯﾌﾟﾘｶ葛西㈱	あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	ブレーキの効きが弱くなる フレーム固定金具が外れることがある	・ストッパが硬く操作しにくい	乗り越えやすい	問題なし
		2	616 ｳｫｰｷﾝｸﾞｽﾃｯｷ　ｷｬｽﾀｰ	㈱幸和製作所	あり	問題なし	問題なし	問題なし	ストッパが振動で下がり後輪が固定される	問題なし	ハンドルが下がりやすい（高さ調整ネジがゆるみやすい）	・後輪の車軸を踏むと同時に注意しないとストッパを踏んでしまう ・ブレーキがないので坂は不安である	乗り越えやすい	注２
		3	ﾅｲｽ268	㈱ｻﾂｷ	あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	ブレーキの効きが弱くなる	問題なし	乗り越えやすい	注３
		4	ｳｲｽﾞﾜﾝ	象印ﾍﾞﾋﾞｰ㈱	あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	乗り越えやすい	問題なし
	座面とバッグが小さい	5	601　ﾆｭｰｳｫｰｷﾝｸﾞⅡ	㈱幸和製作所	なし	転倒する	10kgｆでハンドルが変形する	座面左右の先端約30kgｆで転倒する	問題なし	問題なし	問題なし	・カーブが曲がりにくい、押して歩くときに支障となるものが避けにくい ・ストッパが硬く操作しにくい	乗り越えにくい	問題なし
		6	MAX268	㈱ｻﾂｷ	あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	落ち込むことがある	問題なし	・ブレーキがないので坂は不安である	乗り越えにくい	問題なし
		7	ｽﾘﾑｶｰ　<RS-102>	信和産業㈱	なし	問題なし	10kgｆでハンドルが変形する	問題なし	座面固定金具が振動で外れる ハンドル高さ調整ネジが緩む	落ち込むことがある	ブレーキの効きが弱くなる	・思い通りの方向に進めないので押して歩くときに支障となる物が避けにくい ・ブレーキをかけるとストッパがかかる	乗り越えにくい	注４
		8	ﾍﾙｼｰﾜﾝ　ｷｬﾝｼｯﾄ	象印ﾍﾞﾋﾞｰ㈱	あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	ブレーキの効きが弱くなる	問題なし	乗り越えにくい	問題なし
	座面がない	9	ｺﾝﾋﾞｷｬﾘｰﾋﾟｺ	ｺﾝﾋﾞ　ｳｪﾙﾈｽ㈱	あり	問題なし	問題なし	―	問題なし	落ち込むことがある	ブレーキの効きが弱くなる	問題なし	乗り越えにくい	問題なし
		10	ﾗｲﾄｳｫｰｶｰ	ﾋﾟｼﾞｮﾝ㈱	なし	問題なし	問題なし	―	問題なし	落ち込むことがある	問題なし	問題なし	乗り越えにくい	問題なし
参考品（座面がない）ショッピングカート		11	705 ｳｫｰｷﾝｸﾞｽﾃｯｷ　ﾀﾝﾄｳｫｰｸ	㈱幸和製作所	あり	問題なし	約8kgｆでハンドル固定機構部が外れる	―	ストッパが振動で下がり後輪が固定される	問題なし	問題なし	・前につんのめりやすい ・ブレーキがないので坂は不安である ・ストッパがかかっていないことがある	乗り越えにくい	問題なし
		12	ｷｬﾘｰﾜﾝ	象印ﾍﾞﾋﾞｰ㈱	あり	転倒する	問題なし	―	問題なし	落ち込むことがある	問題なし	・ブレーキがないので坂は不安である ・ストッパがかかっていないことがある	乗り越えにくい	問題なし
		13	ｷｬﾘｰﾊﾞｯｸﾞ　ひらめき	㈱ﾏﾝﾃﾝ	なし	転倒する	問題なし	―	問題なし	問題なし	折りたたみ機構の関節部ボルト緩み、ピンが抜けかかる	・カーブが曲がりにくく、押して歩くときに支障となるものが避けにくい ・ブレーキがないので坂は不安である ・注１	乗り越えにくい	問題なし

注意事項

－：座面がないためテストを実施せず
注１：ストッパは後輪の片側のみを固定するもので、左右両輪は固定できない。ストッパのコイルスプリング（バネ）とボールが操作時にはみ出し抜け落ちやすい
注２：ハンドルの下端部（高さ調整部）のパイプ先端にばりがある・同下側角部にとがりがある・後輪内側のフレームパイプの先端にばりがある
注３：バッグの底に敷かれた内板にかび・バッグの縫目不良がある
注４：ハンドルの高さ調整ネジの先端に付いている樹脂製部品が剥がれやすく、ハンドル下部に一部溶接割れが見られる
このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものである

参考資料１ 歩行補助車とショッピングカートのSG認定基準の主な違い

テスト項目		歩行補助車	ショッピングカート
外観及び構造	仕上げ（変形、がた、突起など）	○	○
	素地の露出、はがれ、さびなど	○	―
	高さ調整機構	○	―
	使用時に容易に折りたたまれない構造（注１）	○	○
	座面の確実性（容易に折りたたまれない構造）	○	―
	ストッパの操作及び構造（注１）	○	○
	ハンドブレーキの操作及び構造	○	―
	キャスタの可動防止の措置	○	―
	各車輪の著しい振れ、偏りなど	○	―
寸法	グリップの直径	○	―
	車輪の直径	○	○
	座面の地上高さ	○	―
	ハンドルの最大地上高さ	―	○
	輪距	―	○
傾斜性(安定性）（注１）		○	○
安定性	ハンドルの安定性	○	―
	座面の安定性	○	―
ストッパの固定強度		○	―
ハンドブレーキ性能		○	―
強度	ハンドルのトルク試験（注１）	○	○
	ハンドル及び取っ手部の耐荷重試験	―	○
	座面の強度	○	―
	車軸の耐荷重試験	―	○
	車輪の取付強度	―	○
	バッグの取付強度	―	○
	背バンドの取付強度	―	○
走行耐久性（耐繰返し衝撃性）（注１）		○	○
耐落下衝撃		―	○
走行性		―	○

注）― ：該当するテスト項目がないもの

注１：歩行補助車とショピングカートのテスト内容が一部異なるもの

参考資料2　仕様表（各部の構造と寸法等）

タイプ		№	表示重量 [kg]	表示載荷重量 [kg]	前輪の構造		車輪直径 前輪 [mm]	車輪直径 後輪 [mm]	車輪幅 前輪 [mm]	車輪幅 後輪 [mm]	ホイールベース（注1） [mm]	トレッド幅（注2） 前輪 [mm]	トレッド幅（注2） 後輪 [mm]	座面 幅 [mm]	座面 奥行き [mm]	座面 高さ [mm]	座面 肘掛け	ハンドル形状	ブレーキ操作部の形状	ストッパ操作部の位置/形状	速度を抑制する機構	反射材等
歩行補助車	座面とバッグが大きい	1	7.0	10	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	182	182	24	24	415	内:310 外:505	450	360	360	454	有	一体式	棒状	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/ﾌﾞﾚｰｷ操作部を固定	－	－
		2	6.4	15	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	147	174	30	32	450	内:255 外:415	420	300	350	484	有	一体式	－	後輪部/ペダル状	－	反射式ホイール
		3	9.0	20/2	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	188	189	27	28	440	内:270 外:410	495	320	330	412	有	一体式	棒状	座面横/レバー状	有	反射シール
		4	5.5	10	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	161	161	25	26	465	内:310 外:505	425	305	330	453	－	一体式	棒状	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/押しボタン	－	反射シール 反射板 （ホログラム調）
	座面とバッグが小さい	5	4.0	3	シングル	固定	114	115	29	29	375	165	335	273	200	431	－	一体式	レバー状/片手式	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/ﾌﾞﾚｰｷ操作部を固定	－	安全ライト （LEDライト）
		6	3.9	10	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	140	140	19	19	370	内:265 外:425	415	320	260	387	－	一体式	－	背もたれ裏/レバー状	－	反射シール
		7	4.3	3	シングル	自在（キャスタあり）	127	127	25	25	335	205	345	215	245	447	－	一体式	レバー状/片手式	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/ﾌﾞﾚｰｷ操作部を固定	－	－
		8	4.4	2	シングル	固定（方向転換はハンドル操作による）	140	138	34	33	465	420	480	310	240	452	－	分離式	レバー状/両手式（左右後輪個別制御）	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/押しボタン	有	－
	座面がない	9	2.9	6/2	シングル	自在/固定（キャスタあり）	140	140	25	21	380	320	430	－	－	－	－	一体式	レバー状/両手式（左右後輪個別制御）	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/ﾌﾞﾚｰｷ操作部を固定	有	反射シール
		10	4.6	15	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	130	130	25	25	395	内:245 外:390	365	－	－	－	－	一体式	棒状	ﾊﾝﾄﾞﾙ部/ﾌﾞﾚｰｷ操作部を固定	－	－
参考品（座面がない）ショッピングカート		11	2.5	15	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	148	148	30	30	268	内:230 外:400	480	－	－	－	－	一体式	－	後輪部/ペダル状	－	反射式ホイール
		12	4.3	15	ダブル	自在/固定（キャスタあり）	130	130	25	25	395	内:250 外:405	395	－	－	－	－	一体式	－	後輪部/ペダル状	－	反射板 （ホログラム調）
		13	3.5	15	シングル	固定	132	133	27	27	380	235	422	－	－	－	－	一体式	－	後輪部/ペダル状（右後輪）	－	－

注）　－：その装備が付いていないもの（反射材については取扱説明書などによる）

注１：前輪軸から後輪軸までの距離

注２：左右車輪間距離

参考資料3　本体表示及び取扱説明書、保証書内に記載されていた商品名と対象者など

タイプ		銘柄№	SGマーク(注1）取得商品名	本体 対象者	本体 商品名	本体 家庭用品品質表示法基づく表示	取扱説明書 対象者	取扱説明書 商品名など
歩行補助車	座面とバッグが大きい	1	歩行補助車	高齢者の外出の際に用いる製品で、自立歩行の出来ない人の使用は出来ません。	なし	あり	主として高齢者の外出の際に歩行や運搬及び休息に用いる製品で、自立歩行の出来ない人の使用は出来ません。 この製品は、健康な方が余りからだに負担をかけることなく散歩、お買い物等に使用出来るように作っています。 ご使用中の体調の状態により危険なこともありますので、ご自身の体調の状態で使用出来るか、ご判断ください。 禁止：自立歩行できない人の使用	歩行補助車（保証書に記載）
		2	歩行補助車	なし	なし	あり	この製品は高齢者の方が外出時に使用するための製品であり、自立歩行が出来ない方、手すり等につかまらなければ歩行出来ない方は、ご遠慮下さい。	歩行補助車（保証書に記載）
		3	歩行補助車	この製品は主として高齢者の方の外出用の製品で、自立歩行ができない方の使用には適しません。	シルバーカー(注2)・ショッピングカート	あり（注3）	この製品は、健康な方が余りからだにご負担をかけることなく、散歩・お買い物等にご使用いただける様に設計製造されています。 ご使用の状態によっては危険なこともありますので、十分にご注意の上、ご使用下さい。 次のような方はご使用にならないで下さい。 この製品は主として高齢者の外出の際に歩行や運搬及び休息に用いる製品で、自立歩行出来ない方（例：手すり等につかまらなければ歩行できない方等）の使用には適しません。	シルバーカー 歩行補助車
		4	歩行補助車	この製品は主として高齢者の方の外出用の製品で、自立歩行ができない方の使用には適しません。	なし	なし	この製品は、健康な方が、あまりからだに負担をかけることなく、散歩、お買い物などにご使用できるように作っております。自立歩行のできない方（例：手すり等につかまらなければ歩行できない方）のご使用には適しません。 ご使用に際して、体調の状態によっては危険な場合もありますので、ご自身の体調の状態で使用できるかご判断ください。	歩行補助車 歩行補助車（保証書に記載）
	座面とバッグが小さい	5	—	この製品は主として高齢者の外出用に使用する製品です。自立歩行出来ない人の使用には適しません。	なし	なし	この製品は、健康な方が、御自分で安全に使用が可能かどうか確認してから御使用下さい。	なし
		6	歩行補助車	この製品は主として高齢者の方の外出用の製品で、自立歩行ができない方の使用には適しません。	シルバーカー・ショッピングカート	あり	この製品は、健康な方が余りからだにご負担をかけることなく、散歩・お買い物等にご使用いただける様に設計・製造されております。 ご使用の状態によっては危険なこともありますので、十分にご注意の上、ご使用下さい。 次のような方はご使用にならないで下さい。 ご使用に際して、体調の状態によっては危険な場合もありますので、ご自身の体調の状態で使用できるかご判断ください。 自立歩行できない方（手すり等につかまらないと歩行できない方等）のご使用には適しません。	歩行補助車
		7	—	この製品は主として高齢者の方の外出用製品で、自立歩行ができない方の使用には適してません。	歩行補助車	なし	この製品は主に高齢者が外出に使用するための製品で、自立歩行できない人（例：手すり等につかまらなければ歩行できない人）の使用には適しません。 ご使用に際して、体調の状態によっては危険な場合もありますので、ご自身の体調の状態で使用できるかご判断ください。	歩行補助車
		8	歩行補助車	この製品は主として高齢者の方の外出用の製品で、自立歩行ができない方の使用には適しません。	なし	なし	この製品は、健康な方が、あまりからだに負担をかけることなく、散歩、お買い物などにご使用できるように作っております。自立歩行のできない方（例：手すり等につかまらなければ歩行できない方）のご使用には適しません。 ご使用に際しては、体調の状態によっては危険な場合もありますので、ご自身の体調の状態で使用できるかご判断ください。	歩行補助車 歩行補助車（保証書に記載）
	座面がない	9	歩行補助車	この製品は主として高齢者の外出の際に用いる製品で、自立歩行ができない方の使用には適しません。	なし	なし	この製品は主として高齢者の外出の際に歩行や運搬に用いる製品で、自立歩行ができない方（例：手すりなどにつかまらなければ歩行できない方など）の使用には適しません。	歩行補助車
		10	—	この製品は主として高齢者の方の外出用の製品です。自立歩行が出来ない方の使用には適しません。	なし	なし	この製品は主として高齢者の外出の際に歩行や運搬に用いる製品です。自立歩行が出来ない方（例：手すり等につかまらなければ歩行できない人等）の使用には適しません。	なし
参考品（座面がない）	ショッピングカート	11	ショッピングカート	なし	なし	あり	この製品は、健康な方が、御自分で安全に使用が可能かどうか確認してからご使用下さい。	ショッピングカー・４輪のシルバーカー 歩行補助車（保証書に記載）
		12	ショッピングカート	なし	なし	あり	この製品は、健康な方が、あまりからだに負担をかけることなく、散歩、お買い物などにご使用できるように作っております。 ご使用に際して、体調の状態によっては危険な場合もありますので、ご自身の体調の状態で使用できるかご判断ください。	ショッピングカー 歩行補助車 歩行補助車（保証書に記載）
		13	—	なし	なし	あり	なし	なし

注）—：SGマークが付いていないもの

注１

注２

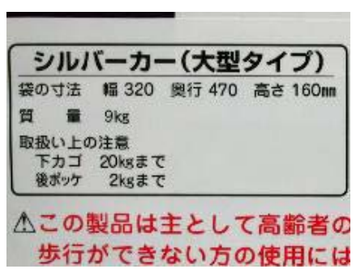

注３

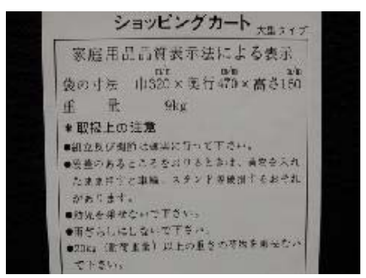

参考資料４

表１．夜間の見やすさ

反射材などの種類	前面および側面の見やすさ
反射式ホイール・反射シール（白）	認識できた
反射シール（白）	認識できた
安全ライト（LED ライト）	点滅ライトの装着側は認識できたものの、向きによっては認識具合が異なった
反射板（ホログラム調）	認識しづらかった

反射シール(白色)	ホログラム調の反射板
	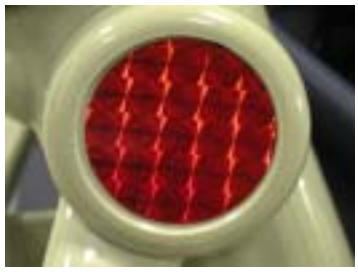
反射式ホイール	安全ライト（LED ライト）

写真１．反射材の種類の例

表２．折りたたみ機構

タイプ		№	折りたたみ機構（フレームの開き方）
歩行補助車	座面とバッグが大きい	1	フレームを開いた後、左側の開時用ロックをかける
		2	フレームを開いた後、左右の開閉用ロックをかける（注１）
		3	フレームを開いた後、左右の開閉用ロックをかける（注２）
		4	折りたたみバーを引き上げて開く
	座面とバッグが小さい	5	折りたたみバーを押し下げ開く
		6	ハンドルの左右を外側に開いた後、開閉用ロックをかける
		7	座面に付いているバーを押し下げた後、左側の開閉用ロックをかける
		8	ハンドルの左右を外側に開いた後、開閉用ロックをかける
	座面がない	9	ハンドルの左右を外側に開いた後、開閉用ロックをかけ、開閉レバーを押し下げる
		10	折りたたみバーを押し下げて開く
参考品	ショッピングカート（座面がない）	11	折りたたみバーを押し下げて開く。引っ掛けレバーをかけてハンドルを固定する
		12	左右の開閉用ロックを外し、引っ掛けレバー引きながらハンドルを引き上げ開いた後、開閉用ロックを掛ける
		13	引っ掛けレバー持ち上げて開く

注１・注２は組み立てが不十分だと、折りたたまれやすい構造である。

<title>歩行補助車の安全を考える</title>